

愛南町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、愛南町広告事業実施要綱（平成21年愛南町告示第84号。以下「要綱」という。）第3条第4項の規定により、広告掲載の可否についての判断基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 要綱第3条第1項の規定により広告事業の対象としない広告は、次のとおりとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスの提供に関するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスの提供に関するもの

ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に関するもの

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化するもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

ア 他の者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥するもの、他の者の名誉若しくは信用を毀損するもの、若しくは他の者の業務を妨害するもの又はこれらのおそれのあるもの

イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 第三者の氏名、写真、談話若しくは商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくは第三者のプライバシー等を侵害するもの又はこれらのおそれのあるもの

(4) 政治性のあるもの

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

(5) 宗教性のあるもの

宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

個人又は団体の意見広告

(7) 内容又は責任の所在が不明確なもの

ア 広告主の法人名（法人格を有しない団体の場合は、代表者名）が明記されていないもの

イ 広告主の所在地及び固定電話の連絡先が明記されていないもの

ウ 代理店、副業、内職、会員の募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明

- 確なもの
- エ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - オ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるもの等消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ア 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反するもの
 - イ 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
 - ウ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
 - エ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威付けようとするもの
 - オ 虚偽の内容を表示するもの
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの
 - キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - ク 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
 - ケ 二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
 - コ 他人名義の広告
 - サ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
 - シ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現を含むもの(国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。)
 - ス その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現(編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。)を含むもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ア 水着姿、下着姿又はその他日常生活上必要と思われる以上に肌を露出している人物の写真又はイラストを含むもの
 - イ その他愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)で規制されるもの
- (10) その他広告事業の対象として適当でないと町長が認めるもの
- ア 品位を損なう表現を含むもの
 - イ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの
 - ウ 投機を著しくあおる表現を含むもの
 - エ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
 - オ 占い、運勢判断等に関するもの
 - カ 通貨又は郵便切手の複写を使用するもの
 - キ 謝罪、釈明等に関するもの
 - ク 尋ね人、養子縁組等に関するもの
 - ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
 - コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - サ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの

シ 国内世論が大きく分かれている事項に関するもの

ス 町の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの

(広告の表示内容に関する業種等ごとの個別基準)

第3条 広告の表示内容について法令により制限を受ける業種等については、当該法令の規定の範囲内で表示するものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができるものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、公表の日から施行する。